

健康食品などの 虚偽・誇大広告の禁止!!!

平成15年8月29日に健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。



こんな広告文句は、

虚偽・誇大広告として禁止されます。

- ×「必ずダイエットできる。」
- ×「食べるだけでガンが治る!!!」
- ×「毎日食べれば医者いらず。」

◎違反の具体例

厚生労働省認証と誤解される表現

テレビ司会者の特定成分へのコメントを商品と結び付けて引用

運動しながらダイエット食品を取っていたのに体験談で運動に触れていない

だめ!

健康増進法が一部改正され「誇大表示の禁止」
についての条文(32条の2)が加えられました。

この条文では

健康食品などの食品全般の広告について
「著しく事実と相違する」
「著しく人を誤認させる」
表示をしてはならないと定めています。

誇大表示が禁止される対象者は「製造業者」
「販売業者」に限定されず、「虚偽・誇大な広告の
媒体側(新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど)」も含
まれます。



違反したときは

厚生労働相が適正な広告をするよう勧告

従わないときは措置命令(改善するように命令する)

是正されなければ六ヶ月以下の懲役か百万円以下の罰金(刑事罰の対象)

